

富士見都市計画生産緑地地区の変更（富士見市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第210号、第8号、第226号、第248号、第20-1号、第19号、第123号、第250号、第260号生産緑地地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中第22号生産緑地地区を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第210号生産緑地地区	約 0.10ha	
第8号生産緑地地区	約 0.12ha	
第226号生産緑地地区	約 0.13ha	
第248号生産緑地地区	約 0.28ha	
第20-1号生産緑地地区	約 1.73ha	
第19号生産緑地地区	約 0.05ha	
第123号生産緑地地区	約 0.28ha	
第250号生産緑地地区	約 1.71ha	
第260号生産緑地地区	約 0.55ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除、公共施設等の設置に係る行為、道連れ解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。